

日弁連総第41号
2005年10月3日

司法試験委員会 御中

日本弁護士連合会会長 梶谷 剛

プレテストの試験結果の概要の公表について（要望）

当連合会は、司法試験委員会におけるプレテストの試験結果の概要の公表について、以下のとおり要望します。

要望の趣旨

- 1 プレテストの試験結果の公表にあたっては、できるだけ詳細で具体的な採点基準、参考答案、採点例、各設問ごとの正答率（特に短答式試験）等を公表すること。
- 2 「新司法試験試験問題の難易度の分析による適正な試験問題の作成」というプレテスト実施の目的に照らし、試験問題及びその採点基準等についてさらに改善をはかること。

要望の理由

1 新しい司法試験は、法曹の養成のための中核的な教育機関として位置づけられた「法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官または弁護士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと」をその目的としており（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条）、法科大学院における教育の内容をふまえ、その履修の成果を確認するものでなければなりません。

新司法試験がこうした新しい法曹養成制度の趣旨に適った試験となっているかどうかについては、開かれた議論の下で検証し、改善していく必要がありますが、そのためにはすでに公表された試験問題に加え、採点基準についても可能な限り詳細で具体的な情報開示が不可欠です。こうした情報開示が不十分な

場合は、受験生は疑心暗鬼に駆られ、様々な不正確な情報に振り回され、ひいては法科大学院教育が受験対策のために歪められるおそれがあります。

従って、貴委員会におかれましては、こうした十分な情報開示に基づく開かれた議論の下でプレテストの検証を行い、新司法試験を法科大学院における教育をふまえたものに改善していく積極的姿勢を示す必要があると思料します。

以下、具体的に敷衍します。

2 すでに貴委員会では、法務省ホームページにおいて、本年8月に実施されたプレテストの試験結果の概要を公表するとされています。

このうち新司法試験の論文式問題については、「事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる」という方針の下に、貴委員会等において問題が作成され、サンプル問題やプレテスト問題として公表されておりますが、上記方針の下に具体的問題に即していかなる採点基準と答案評価がなされたか、可能な限り情報開示がなされるべきです。例えば、実際の答案（複数）の全部又は一部を用いて講評を示すなども検討すべきと考えます。ニューヨーク州の司法試験では、論文式試験について、合格者の答案を公開しており、こうした取り組みも参考となると思料します（<http://www.nybarexam.org/pastexam.htm>）。

また、短答式試験については、最低ラインに達していない科目が1科目でもあればそれだけで不合格とされていることから、試験範囲が広範囲にわたり詳細な知識を求められたり、あるいは出題が技巧的パズル的なものとなれば、受験生に短答試験独自の受験対策を強いることとなります。こうした弊害を除くためには、すでに公表された各科目ごと平均点や得点分布だけでなく、個々の設問について正答率を開示し、とりわけ正答率の低い問題については出題が細部にわたりすぎていないか、技巧的にすぎないかどうか等を検証し改善する必要があります。

3 貴委員会ではこの間、法務省のホームページなどを通じて新司法試験に関する情報を公開し、サンプル問題の公表やプレテストの実施という従来にない画期的な方法で、開かれた議論の下に新司法試験の実施準備を進めておられます。プレテストに関しては、すでに各法科大学院に対し意見照会が行われたと伺っています。

新司法試験が法科大学院における法曹教育に与える影響の大きさに鑑み、今後さらさらにこれを推し進めていただき、上記のとおりできるだけ具体的で詳細な情報を開示し、試験問題及び採点基準の改善に取り組まれることを要望いたします。

以上